

# 「西武ビジネスWebサービス利用規定」の改正のお知らせ

2024年11月25日

日頃より、西武信用金庫をご利用いただきまして、誠にありがとうございます。

2025年1月1日より、不正なアクセスや不正口座売買等の検知、被害の未然防止によりお客さまの大切な預金をお守りすることを目的に、以下のとおり、「西武ビジネスWebサービス利用規定」を一部改正いたしますので、お知らせいたします。

※改正後の新规定は、改正前よりお取引いただいているお客さまに対しても適用されますので、予めご了承ください。

## 記

1. 改正日 2025年1月1日
2. 改正内容
- ・利用停止事由および解約事由の追加
  - ・誤記の修正（「契約者」→「お客さま」）  
（詳細は以下の新旧対照表をご参照ください）

<改正後>	<改正前>
<p>第1条～第2条(省略) 第3条 本人確認の方法</p> <p>1. 本サービスをご利用いただく際の本人確認方法には「ID・パスワード方式」および「電子証明書方式」があります。どちらの方式をご利用するかについて、<b>お客さま</b>は『西武ビジネスWebサービス申込書』によりあらかじめ当金庫に届け出るものとします。</p> <p>(1)ID・パスワード方式 ログインIDおよびログインパスワードにより<b>お客さま</b>ご本人であることを確認する方式。</p> <p>(2)電子証明書方式 電子証明書およびログインパスワードにより<b>お客さま</b>ご本人であることを確認する方式。</p> <p>(3)～(4)(省略)</p> <p>2. 「ID・パスワード方式」および「電子証明書方式」いずれの場合も、<b>お客さま</b>は本サービスを初めて利用する際、端末から当金庫に登録されている「代表口座」「仮ログインパスワード」と「仮確認用パスワード」との一致の確認と、その他当金庫が定める方法による本人確認(以下「本人確認」といいます)を行います。ご利用に際して必要な「ログインID」、「パスワード」、その他の本人確認方法の規格、数、設定方法等は当金庫が定めるものとし、当金庫が必要とする場合、変更することができるものとします。</p> <p>(1)「ログインID」登録後における最初のログイン時に、「ログインパスワード」および「確認用パスワード」の変更を行ってください。この変更手続きによって当金庫に登録されていたパスワードは消滅し、「ログインパスワード」および「確認用パスワード」は<b>お客さま</b>がこの変更手続きによって登録されたものとします。</p>	<p>第1条～第2条(省略) 第3条 本人確認の方法</p> <p>1. 本サービスをご利用いただく際の本人確認方法には「ID・パスワード方式」および「電子証明書方式」があります。どちらの方式をご利用するかについて、<b>契約者</b>は『西武ビジネスWebサービス申込書』によりあらかじめ当金庫に届け出るものとします。</p> <p>(1)ID・パスワード方式 ログインIDおよびログインパスワードにより<b>契約者</b>ご本人であることを確認する方式。</p> <p>(2)電子証明書方式 電子証明書およびログインパスワードにより<b>契約者</b>ご本人であることを確認する方式。</p> <p>(3)～(4)(省略)</p> <p>2. 「ID・パスワード方式」および「電子証明書方式」いずれの場合も、<b>契約者</b>は本サービスを初めて利用する際、端末から当金庫に登録されている「代表口座」「仮ログインパスワード」と「仮確認用パスワード」との一致の確認と、その他当金庫が定める方法による本人確認(以下「本人確認」といいます)を行います。ご利用に際して必要な「ログインID」、「パスワード」、その他の本人確認方法の規格、数、設定方法等は当金庫が定めるものとし、当金庫が必要とする場合、変更することができるものとします。</p> <p>(1)「ログインID」登録後における最初のログイン時に、「ログインパスワード」および「確認用パスワード」の変更を行ってください。この変更手続きによって当金庫に登録されていたパスワードは消滅し、「ログインパスワード」および「確認用パスワード」は<b>契約者</b>がこの変更手続きによって登録されたものとします。</p>

<改正後>	<改正前>
<p>3. 「電子証明書方式」をご利用の場合には、当金庫が発行する電子証明書を当金庫が定める方法により、<b>お客さま</b>の端末にインストールしていただきます。なお、「電子証明書方式」の場合、ログインIDは電子証明書のインストールのためにのみ使用されます。</p> <p>(1)電子証明書は当金庫所定の期間(以下「有効期間」という)に限り有効です。<b>お客さま</b>は、有効期間が満了する前に当金庫所定の方法により電子証明書の更新を行ってください。なお、当金庫は契約者に事前に通知することなく、この電子証明書のバージョンを変更する場合があります。</p> <p>(2)本契約が解約された場合、電子証明書は無効となります。</p> <p>(3)電子証明書をインストールした端末を譲渡、破棄する場合、<b>お客さま</b>が事前に当金庫所定の方法により電子証明書の削除を行うものとします。お客さまがこの削除を行わなかった場合、電子証明書の不正使用その他の事故が発生しても、そのために生じた損害につきましては、当金庫は責任を負いません。なお、端末の譲渡、破棄により新しい端末を使用する場合は、当金庫所定の方法により電子証明書を再インストールしてください。</p> <p>4. <b>お客さま</b>が本サービスにより依頼を行うにあたっては、「端末」より「ログインID(ID/パスワード方式の場合)」または電子証明書(電子証明書方式の場合)、「ログインパスワード」、「確認用パスワード」、(以下「パスワード等」といいます。)を当金庫宛に送信するものとします。当金庫は送信された電子証明書、パスワード等を当金庫に登録された電子証明書、パスワード等の一致を認識した場合は、当金庫は次の事項を確認できたものとして取扱います。</p> <p>(1)<b>お客さま</b>の意思による利用の申込、または承諾の意思表示であること。</p> <p>(2)受信した依頼内容が真正なものであること。</p> <p>5. 取引業務にて電子証明書、パスワード等が不正使用・盗用および通信電文の改ざん・盗み見その他の事故があっても、そのために生じた損害については、当金庫の故意または過失により生じたものでない限り責任を負いません。電子証明書、パスワード等は、第三者に知られたり盗難されないよう<b>お客さま</b>ご本人が厳重に管理するものとします。</p> <p>6. <b>お客さま</b>が「パスワード等」、「収納機関が指定する項目」などの入力にあたり、当金庫所定の回数以上を連続して誤った場合には、当金庫は事前に通知することなく本サービスの取扱を中止することができるものとします。サービスの再開にあたっては、金庫所定の方法により手続きが必要となります。</p>	<p>3. 「電子証明書方式」をご利用の場合には、当金庫が発行する電子証明書を当金庫が定める方法により、<b>契約者</b>の端末にインストールしていただきます。なお、「電子証明書方式」の場合、ログインIDは電子証明書のインストールのためにのみ使用されます。</p> <p>(1)電子証明書は当金庫所定の期間(以下「有効期間」という)に限り有効です。<b>契約者</b>は、有効期間が満了する前に当金庫所定の方法により電子証明書の更新を行ってください。なお、当金庫は契約者に事前に通知することなく、この電子証明書のバージョンを変更する場合があります。</p> <p>(2)本契約が解約された場合、電子証明書は無効となります。</p> <p>(3)電子証明書をインストールした端末を譲渡、破棄する場合、<b>契約者</b>が事前に当金庫所定の方法により電子証明書の削除を行うものとします。お客さまがこの削除を行わなかった場合、電子証明書の不正使用その他の事故が発生しても、そのために生じた損害につきましては、当金庫は責任を負いません。なお、端末の譲渡、破棄により新しい端末を使用する場合は、当金庫所定の方法により電子証明書を再インストールしてください。</p> <p>4. <b>契約者</b>が本サービスにより依頼を行うにあたっては、「端末」より「ログインID(ID/パスワード方式の場合)」または電子証明書(電子証明書方式の場合)、「ログインパスワード」、「確認用パスワード」、(以下「パスワード等」といいます。)を当金庫宛に送信するものとします。当金庫は送信された電子証明書、パスワード等を当金庫に登録された電子証明書、パスワード等の一致を認識した場合は、当金庫は次の事項を確認できたものとして取扱います。</p> <p>(1)<b>契約者</b>の意思による利用の申込、または承諾の意思表示であること。</p> <p>(2)受信した依頼内容が真正なものであること。</p> <p>5. 取引業務にて電子証明書、パスワード等が不正使用・盗用および通信電文の改ざん・盗み見その他の事故があっても、そのために生じた損害については、当金庫の故意または過失により生じたものでない限り責任を負いません。電子証明書、パスワード等は、第三者に知られたり盗難されないよう<b>契約者</b>ご本人が厳重に管理するものとします。</p> <p>6. <b>契約者</b>が「パスワード等」、「収納機関が指定する項目」などの入力にあたり、当金庫所定の回数以上を連続して誤った場合には、当金庫は事前に通知することなく本サービスの取扱を中止することができるものとします。サービスの再開にあたっては、金庫所定の方法により手続きが必要となります。</p>
<p>第4条～第5条(省略)</p> <p>第6条 データ伝送サービス</p> <p>1.～3.(省略)</p> <p>4. (1)(省略)</p> <p>(2)総合振込による振込を指定できる口座は、当金庫の本支店ならびに「全国銀行データ通信システム」に加盟している金融機関の<b>お客さま</b>の取引先名義の普通預金、当座預金、貯蓄預金とします。</p> <p>(3)～(7)(省略)</p> <p>5.～7.(省略)</p>	<p>第4条～第5条(省略)</p> <p>第6条 データ伝送サービス</p> <p>1.～3.(省略)</p> <p>4. (1)(省略)</p> <p>(2)総合振込による振込を指定できる口座は、当金庫の本支店ならびに「全国銀行データ通信システム」に加盟している金融機関の<b>契約者</b>の取引先名義の普通預金、当座預金、貯蓄預金とします。</p> <p>(3)～(7)(省略)</p> <p>5.～7.(省略)</p>

<改正後>	<改正前>
<p>第7～13条(省略)</p> <p><b>第14条 利用停止など</b>  <u>お客さまに以下の各号の事由がひとつでも生じたときには、当金庫はいつでも、お客さまに事前に通知することなく本サービスの全部または一部の利用を停止することができるものとします。</u></p> <ol style="list-style-type: none"> <li><u>1. 本サービスが法令等(マネー・ローンダリング、テロ資金供与にかかる内外法令等を含みます)や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると当金庫が判断した場合、および、犯罪等への関与が疑われる等相応の事由があると当金庫が判断した場合</u></li> <li><u>2. お客さまが当金庫に届け出た事項(本サービスに関連して届け出た事項に限られません)の全部または一部につき、虚偽もしくは不正があることもしくは第三者によるなりすましがあることが判明した場合またはそれらの疑いがあると当金庫が判断した場合</u></li> <li><u>3. お客さまが当金庫に預託した資産(本サービスに関連して預託した資産に限られません)の全部または一部につき、犯罪行為によるなど不正に取得した疑いがあると当金庫が判断した場合</u></li> </ol> <p>第15条 解約など</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1.～3.(省略)</li> <li>4. (1)～(7)(省略)</li> <li><u>(8)本サービスが法令等(マネー・ローンダリング、テロ資金供与にかかる内外法令等を含みます)や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると当金庫が判断した場合、および、犯罪等への関与が疑われる等相応の事由があると当金庫が判断した場合</u></li> <li><u>(9)お客さまが当金庫に届け出た事項(本サービスに関連して届け出た事項に限られません)の全部または一部につき、虚偽もしくは不正があることもしくは第三者によるなりすましがあることが判明した場合またはそれらの疑いがあると当金庫が判断した場合</u></li> <li><u>(10)お客さまが当金庫に預託した資産(本サービスに関連して預託した資産に限られません)の全部または一部につき、犯罪行為によるなど不正に取得した疑いがあると当金庫が判断した場合</u></li> </ol> <p>5.～6.(省略)</p> <p>第16条 顧客情報の取扱い(省略)</p> <p>第17条 移管(省略)</p> <p>第18条 契約期間(省略)</p> <p>第19条 譲渡・質入れの禁止(省略)</p> <p>第20条 準拠法・合意管轄(省略)</p>	<p>第7～13条(省略)</p> <p><b>(追加)</b></p> <p>第14条 解約など</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1.～3.(省略)</li> <li>4. (1)～(7)(省略)</li> <li><b>(追加)</b></li> </ol> <p>5.～6.(省略)</p> <p>第15条 顧客情報の取扱い(省略)</p> <p>第16条 移管(省略)</p> <p>第17条 契約期間(省略)</p> <p>第18条 譲渡・質入れの禁止(省略)</p> <p>第19条 準拠法・合意管轄(省略)</p>

以上

